



再 弁 明 書 (2 回 目) (副 本)

平 30 抛 整 第 151 号
平 成 30 年 6 月 20 日

審 査 庁 (総 務 課 長) 様

岩 国 市 長 福 田 良 彦



審 査 請 求 人 が 平 成 30 年 5 月 30 日 付 け で 提 出 し た 審 請 情 第 49 号 (平 成 30 年 1 月 25 日 付 け 平 29 抛 整 第 423 号 公 文 書 非 開 示 決 定) に 係 る 再 反 論 書 に つ い て 、 次 の と お り 再 弁 明 (2 回 目) し ま す 。

1 再反論書 1 について

ア 審 査 請 求 人 は 、 再 反 論 書 1 に お い て 、 本 件 文 書 の よ う な 協 定 の 締 結 は 、 議 会 の 承 認 を 受 け る 必 要 が あ る 旨 を 主 張 す る 。

イ 再 弁 明 書 1 (1) で 弁 明 し て い る と お り 、 議 会 の 議 決 権 に つ い て は 、 地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 96 条 第 1 項 に お い て 、 制 限 列 挙 主 義 の 原 則 を 採 用 し て い る 。 す な わ ち 、 議 会 の 議 決 に よ り 団 体 の 意 思 が 決 定 す る 場 合 は 、 一 般 に は 同 項 各 号 に 掲 げ ら れ た 事 項 で あ り 、 こ れ 以 外 の 事 項 に つ い て は 、 長 そ の 他 の 執 行 機 関 が 自 ら 決 定 し 、 そ れ が 団 体 の 意 思 と 解 さ れ て い る 。 (証 拠 書 類 (1))

ウ 同 条 第 2 項 は 、 条 例 に よ り 同 条 第 1 項 以 外 の 議 決 事 項 を 追 加 し て 定 め る こ と が で き る と さ れ て い る が 、 執 行 機 関 の 契 約 締 結 に つ い て は 、 法 が 特 に 許 し た 範 囲 に 限 定 さ れ る も の で あ り 、 条 例 で 定 め れ ば 、 い か な る こ と で も 議 会 の 議 決 事 項 と す る こ と が で き る と い う わ け で は な く 、 同 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 定 め ら れ て い る 政 令 の 基 準 に 該 当 し な い 契 約 を 、 条 例 で 定 め て 議 会 の 議 決 事 項 と す る こ と は で き な い と さ れ て い る 。 (証 拠 書 類 (2) 、 (3))

エ 再 反 論 書 に お い て 、 法 に 明 文 の 規 定 は な い と し て い る こ と か ら も 、 審 査 請 求 人 の 主 張 に は 理 由 が な い 。

2 再反論書 3 ① について

ア 審 査 請 求 人 は 、 再 反 論 書 3 ① に お い て 、 再 弁 明 書 で 反 論 書 に 対 す る 記 述 が な い も の は 、 審 査 請 求 人 の 主 張 に 理 解 を 示 し て い る も の と 解 釈 す る 旨 を 主 張 す る 。

イ 再 弁 明 書 は 、 反 論 書 に 対 し て 、 再 度 弁 明 を 要 す る も の に つ い て 記 述 し て お り 、 弁 明 書 に お い て 既 に 弁 明 し て い る 内 容 や 、 本 件 処 分 に 直 接 関 係 す る 主 張 で は な い も の に つ い て は 、 改 め て 弁 明 し て お ら ず 、 本 弁 明 書 に つ い て も 同 様 で あ る 。

ウ し た が っ て 、 再 弁 明 書 に お い て 、 反 論 書 に 対 し て 記 述 が な い も の は 審 査 請 求 人 の 主 張 に 理 解 を 示 し て い る と い う 解 釈 は 否 定 す る 。



3 再反論書 3 ②及び③前段について

ア 審査請求人は、再反論書 3 ②及び③前段において、岩国市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 6 号の非開示理由は、アからオの事項に該当する場合には限られ、また、複数の事項への該当を理由とすることは、条例の解釈を誤っている旨を主張する。

イ 条例第 7 条第 6 号アからオの規定は、その条文から明らかであるように、限定列挙しているものではなく、開示により事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定される事項を例示したものであり、他の支障を生じる場合を除外するものではない。

ウ なお、このことは、国等の機関の情報公開制度を定めた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 6 号においても、条例第 7 条第 6 号と同じ趣旨が規定されており、同様に解されている。（証拠書類(4)）

エ したがって、本件文書が条例第 7 条第 6 号に列記された例示に該当するとともに、例示以外の開示により事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを非開示の理由とすることは適正であり、審査請求人の主張には理由がない。

4 再反論書 3 ④前段について

ア 審査請求人は、再反論書 3 ④前段において、本件文書の将来の更新、改定あるいは陸上競技場エリアにおける現地実施協定の締結に関する「おそれ」は、条例第 7 条第 6 号イの対象とはならないことは明らかである旨を主張する。

イ 情報公開の手引では、「監査、試験、交渉その他同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を生ずることがあり得るが、これも「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する」としている。（証拠書類(5)）

ウ 弁明書 4 (3)エ(ウ) 及び再弁明書 1 (3)エで弁明しているとおり、愛宕スポーツコンプレックスにおける共同使用に係る現地実施協定の締結及び将来の更新や改定は、米軍や国と協議及び交渉を重ね合意に至るものであり、反復されるような性質の事務又は事業であることから、本市と国及び米軍との契約及び交渉に係る事務は、まさに条例第 7 条 6 号イに規定する契約及び交渉に関する事務であるため、審査請求人の解釈の明らかな誤りであるという主張には理由がない。

5 再反論書 3 ④後段について

ア 審査請求人は、再反論書 3 ④後段において、「国における米軍施設及び区域の共同使用に係る事務に支障を来たすおそれ」は、国が交渉の対象者ではないので条例第 7 条第 6 号イに該当しない旨を主張する。

イ 愛宕スポーツコンプレックスは、弁明書 4 (1)に記載したとおり、日米地位協定に基づき日米両政府間の合意を経て共同使用する在日米軍施設及び区域である。

ウ 本件文書を当事者から開示に合意できないとする意向が示されているにもかかわらず開示した場合、国と米国との信頼関係が損なわれ、非公開を前提とした忌憚のない